

随想 「甘え」が日本を滅ぼす

どうすれば強い日本を作れるのか

弁護士 金子博人

第64回 自民党の改正草案検証 (その22)

改正草案の「前文」は教育勅語の書き換え

1. 改正草案の前文は教育勅語そのもの

明治憲法(1889年11月施行)には、前文(憲法の基本的なコンセプトを明らかにする)がなく、憲法発布勅語も前文の役目を果たすには、内容が不十分であった。そこで、前文に代わるものが、憲法に引き続いて下賜された教育勅語(1990年10月30日)であった。

自民党は、2012年4月27日、日本国憲法改正草案を発表したが、その改正草案は、日本国憲法の前文を全て排除し、新しく書き下している。ところがその内容を見ると、教育勅語を下敷きにして作成していることが歴然としている。

下村博文文科大臣は2014年4月8日の記者会見で、教育勅語は「至極まともなことが書かれている」と思う。軍国主義教育の推進の象徴のように使われたのが問題だった」などと述べていた。日本の守旧派は、教育勅語の復活を、虎視眈々と狙っているようだ。

ただ、この下村発言に対しても、野党議員もマスコミも、たいして反論できなかった。おそらく、反論するだけの、教育勅語の問題点の理解ができていなかったのだろう。

そこで、問題の教育勅語の内容を、改めて検討してみよう。私の現代語訳で紹介すれば、次の通りとなる。

「私(朕)は以下のように思う。皇室の祖先(皇祖皇宗)が国を治

め始めたのははるか昔であり、そこに深く厚い徳を築いた。わが臣民は忠と孝をよく行い、心を一にし(億兆心ヲ一ニシテ)、代々その美を(世々厥ノ美ヲ)なすのは国体の精華で、教育の淵源はここにある。

臣民よ、父母に孝、兄弟は仲良く、夫婦は相和し、朋友は相信し、つつしみ深く(恭儉)行動して博愛を皆に及ぼし、学問を修め、手に職をつけ、知能を啓発し、徳と才能を磨きあげ、進んで公益を追求して社会に貢献しなさい。常に憲法を尊重し、法律に従い、非常事態には公のために身を犠牲にし(一旦緩急アレバ義勇公ニ奉ジ)、以って、天下に比類のない皇国の繁栄に尽くしなさい。このようにするのは、忠良の臣民であるだけでなく、これにより、祖先の残した伝統(遺風)を実現していくものである。

この道は、皇室の祖先の遺訓(皇祖皇宗ノ遺訓)であり、子孫たる臣民が皆で守るべきものである。これは昔も今も変わらず、国の内だけでなく、外にもひろめなさい。私(朕)は、臣民とともに一体となつて徳の道を歩んでいくことを願うものだ」というものだ。

この教育勅語は、山形有朋内閣時代の1890年(明治23年)10月30日下賜された。内閣法制局長官井上毅が文書を作成し主導したものであった。時の文部大臣西園寺公望は本来自由主義者であり、この勅語はあまりにも国家中心主義であるとして第二教育勅語を検

討したが、大臣退任で実現しなかったといわれる。

教育勅語で最も大事なものは、「一旦緩急アレバ義勇公ニ奉ジ」の部分である。戦前の日本人は、このくだりを叩きこまれ、赤紙一枚がくれば、パンザイの歓呼の中で、戦地に向かった。これが、改正草案の「前文」では、「国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り」とあり、「国を守れ」と、教育勅語よりも具体化している。

もう一つの決めどころの「皇祖皇宗ノ遺訓」という部分は、改正草案の「前文」では、「長い歴史と固有の文化の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家」との冒頭の宣言と、「日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここにこの憲法を制定する」と結ぶことにより、「天皇を戴く」、「長い歴史と固有の文化の文化」と、「良き伝統」という言葉に代えており、より具体化して表現している。

そして、教育勅語の「教育」に直接かかわった部分は、「臣民父母二孝二兄弟二友二夫婦相和シ朋友相信シ、――」以下である。この部分は、改正草案の「前文」では、「和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合つて国家を形成」と、表現している。

さて、当時、教育勅語のこの部分から、12の徳目を抽出し、教育に利用した。それは、以下の通りだ。

1. 父母に孝。
2. 兄弟に友(兄弟仲良く)。
3. 夫婦相和す。

4. 朋友相信す。5. 恭儉己を持す(自分の言動をつつしむ)。6. 博愛衆に及ぼす。7. 学を修め業を習う(学問を修め、手に職をつける)。8. 知能を啓発する。9. 徳器を成就する(徳と才能を磨く)。10. 公益を広め政務を開く(進んで公益を追求して社会に貢献)。11. 国憲を重んじ国法に従う。12. 一旦緩急あれば義勇公に奉ず(非常事態には公のために身を犠牲にする)。

最も問題となるのは、12番目の、「一旦緩急アレバ義勇公ニ奉ジ」という部分であることは前述したが、臣民は、この文言通り、赤紙がくれば、従順に戦地へ向かい、「この戦争は、本当に日本の利益になるのか」「すべき戦争なのか」などとは、考えてはいけなかったのである。そして、当時の日本人は、しなくてもいい戦争をして、国を滅ぼしたのだ。

ただ、教育勅語を現代に活用しようとする人間は、この12番目の「一旦緩急あれば義勇公に奉ず」という徳目から、戦争に駆り出されることを排除し、「勇気を持つて、世のために尽くす」などと、曖昧な現代語訳にして、批判をかわそうとしていることが多いので、注意すべきである。

とはいえ、この12の徳目をみると、どう見ても、小学生用の徳目である。この徳目を、中学、高校生になっても、繰り返し暗誦させた。従順な臣民は、天皇の「赤子」であり、自ら考えることなく、個人として自立した大人には、どう

してもなつて欲しくはなかったのであらう。

いずれにしても、その内容は、余りに素朴で当然のことであり、取って勅語で述べたような内容ではない。問題は、余りに素朴で単純であるということである。

ということとは、これを押し付ける人間の世界観次第で、いかようにも、味付けして国民を誘導できることだ。軍国主義の世になれば、軍国主義が教育勅語の内容そのものになる。そして、その自分たちの世界観が、皇室の先祖が作った国の基本原理ということにし、それ以外の見解を封じ込めることになる。

つまり、当たり前のことを書くことで、「国の基本原理」を徹底的に曖昧にし、時の権力者の意思が、「国の基本原理」そのものであり、さらにそれは「皇室の祖先の遺訓」であるとして、天皇の権威をかりて、自分たちの意思を押し付ける強力なシステムができあがる。それが、教育勅語の教育システムであった。

さて、この勅語が下賜された翌年には深刻な事件が発生した。それは、キリスト教徒の内村鑑三が、勅語に敬礼することを拒否したからだ。政府としては、敬礼は自分たちの意思が「皇室の祖先の遺訓」であることを臣民に強く印象づける不可欠の過程であり、敬礼拒否は政府としては許しがたいものだったのだ。

結局、教育勅語は、天皇を頂点にするタテの秩序の中に臣民を組

み込もうというものであり、生徒は他の価値観を持つことを禁じられ、教育勅語を棒暗記し、繰り返し唱えることを強要され、疑問を持つことはゆるされなかった。究極の「あてがいぶち教育」である。

2. 安倍首相の目指すものは「国体」理論

安倍首相は、2014年2月3日の衆議院予算委員会の質疑で、「憲法は日本という国の形・理想と未来を示すもの」と述べた。これは、改憲論者の共通した認識であろう。

明治の元勳は、明治憲法を作成するにあたり、プロイセンの憲法(3月革命後の1850年制定)やビスマルク憲法(1871年制定)をモデルにしている。なぜモデルにしたかといえば、プロイセンは、絶対王制を打倒して自由を獲得するイギリスやフランスなどの民主化の努力に取り残されて、帝政が存続していたので、天皇制の日本帝国の憲法に最適と考えたからだ。

西欧民主主義国の憲法は、絶対王制を打倒して民主主義を獲得しているのだから、絶対王制が復活しないよう、憲法は、国家権力を縛るものである。他方、明治憲法は、民主主義憲法となることを避けるため、絶対王政の残るプロイセンの憲法やビスマルク憲法を参考にしたので、「憲法は、国家権力を縛るもの」などという考えは、最も避けたかったのだ。

安倍首相は、前述の予算委員会で、「憲法は日本という国の形・理想と未来を示すもの」と述べる前提として、「憲法が国家権力を縛るものだ」という考え方は絶対王権時代の主流的な考え方であり」と述べていた。

その趣旨は、「憲法が国家権力を縛るもの」であつてはならず、「憲法は日本という国の形・理想と未来を示すもの」であると言いたかったのであろう。そして、本稿の前月号で説明したとおり、国民に、「憲法に書いてある「日本」という国の形・理想と未来」に忠実であることを求めるものである。

そして、国民が守るべき「日本」という国の形・理想と未来」は、教育勅語の書き直しである「前文」にかかっている。となれば、憲法に書いていることに忠実でない国民は、「非国民」と言いたいのだ。これはまさに、明治憲法下の、「国体」理論である。



金子博人
(かねこ ひろひと)
金子博人法律事務所。弁護士。早稲田大学法学部卒業。同大学院修士課程(商法)終了。1977年4月弁護士開業。国際旅行法学会(IFITA)会員。大東文化大学法科大学院、日本大学法科大学院講師。市場取引監視委員会委員(東京工業品取引所)。日本ブライムリアルティ投資法人執行役員。



金子博人法律事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座8丁目10番4号 和孝銀座8丁目ビル7階

<http://www.kaneko-law-office.jp>

掲載内容の無断転載・転用を固く禁じます。